

○中央区児童育成手当条例施行規則

昭和四十六年十月二十日

規則第三十号

改正 昭和四九年九月三〇日規則第二五号

昭和五三年七月一日規則第三五号

昭和五三年一〇月二日規則第四七号

昭和五四年五月三一日規則第三〇号

昭和五五年五月三一日規則第二〇号

昭和五六年六月四日規則第二四号

昭和五七年四月一日規則第二七号

昭和五七年六月一五日規則第三三号

昭和五七年一〇月一日規則第四〇号

昭和五八年六月二〇日規則第二〇号

昭和五九年六月二一日規則第一八号

昭和六〇年六月二八日規則第二九号

昭和六一年七月一〇日規則第三五号

昭和六二年七月七日規則第三五号

昭和六三年八月一日規則第四五号

平成元年四月一日規則第二四号

平成元年七月二〇日規則第三〇号

平成二年七月一二日規則第二九号

平成三年六月三〇日規則第四四号

平成四年四月一日規則第二〇号

平成四年六月二九日規則第二八号

平成五年三月三一日規則第四号

平成五年六月三〇日規則第三六号

平成六年六月三〇日規則第三〇号

平成六年八月三一日規則第三六号

平成七年六月三〇日規則第三一号

平成八年五月三一日規則第三三号

平成九年六月二六日規則第三〇号

平成一〇年三月三一日規則第一五号  
平成一〇年六月一日規則第二五号  
平成一一年三月二三日規則第八号  
平成一一年五月三一日規則第二三号  
平成一二年五月三一日規則第四二号  
平成一三年五月三一日規則第二八号  
平成一四年五月三一日規則第二四号  
平成一五年五月三〇日規則第二二号  
平成一六年三月三一日規則第一二号  
平成一八年三月三一日規則第二三号  
平成一八年九月二九日規則第五九号  
平成二四年三月三一日規則第一一号  
平成二四年五月三一日規則第三二号  
平成二四年七月三一日規則第四三号  
平成二五年三月三〇日規則第八号  
平成二五年一二月二七日規則第五〇号  
平成二七年一二月二八日規則第六六号  
平成二八年三月三一日規則第七号  
平成二八年一二月二〇日規則第四三号  
平成三〇年八月一〇日規則第三八号  
平成三〇年一二月七日規則第五一号  
令和三年六月一日規則第三七号  
令和四年三月三一日規則第一六号  
令和五年三月三一日規則第二三号

## 中央区児童育成手当条例施行規則

(題名改正〔昭和四九年規則二五号〕)

東京都中央区児童手当条例施行規則（昭和四十四年十二月東京都中央区規則第三十三号）  
の全部を改正する。

(障害の状態)

第一条 中央区児童育成手当条例（昭和四十六年十月中央区条例第二十二号。以下「条例」という。）第四条第一項第一号に規定する区規則で定める程度の障害の状態は、別表に定

めるとおりとする。

(全部改正〔昭和五七年規則四〇号〕、一部改正〔平成一〇年規則一五号・一一年八号〕)

(父母が婚姻を解消したと同様の状態にある十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童)

第二条 条例第四条第一項第一号に規定するこれと同様の状態にある十八歳に達した日の属する年度の末日以前の児童とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、十八歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- 一 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)若しくは母の生死が明らかでないか又は父若しくは母が引き続いて一年以上遺棄している児童
  - 二 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
  - 三 父又は母が法令により引き続いて一年以上拘禁されている児童
  - 四 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで懐胎した児童
  - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が前各号のいずれかに準ずると認める児童
- (一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年四七号・五五年二〇号・五七年二七号・平成四年二〇号・八年三三号・一〇年一五号・二四年四三号・二五年五〇号〕)

(所得の額)

第三条 条例第四条第二項第一号に規定する区規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等(以下「扶養親族等」という。)及び児童がないときは三百六十万四千円とし、扶養親族等又は児童があるときは三百六十万四千円に当該扶養親族等又は児童一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族である場合にあつては当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下同じ。)である場合にあつては当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族一人につき六十三万円)を加算した額とする。

(全部改正〔平成一二年規則四二号〕、一部改正〔平成一三年規則二八号・一四年二四号・二四年三二号・二五年五〇号・三〇年五一号〕)

(所得の範囲)

第四条 条例第四条第二項第一号に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（全部改正〔昭和五七年規則二七号〕、一部改正〔平成一〇年規則一五号〕）

(所得の額の計算方法)

第五条 条例第四条第二項第一号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額(所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第七項（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額から八万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を同項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- 一 地方税法第三百十四条の二第一項第一号、第二号、第四号又は第十号の二に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- 二 地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)
- 三 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者 二十七万円
- 四 地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者 三十五万円
- 五 地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者 二十七万円

(追加〔昭和五七年規則二七号〕、一部改正〔昭和六〇年規則二九号・六三年四五号・平成元年三〇号・二年二九号・六年三〇号・一〇年一五号・一一年二三号・一四年二四号・一五年二二号・一八年五九号・二四年一一号・二八年四三号・三〇年三八号・令和三年三七号〕)

(施設)

第六条 条例第四条第二項第二号に規定する区規則で定める施設は、次に掲げる施設(保護者とともに入所する施設及び通所により利用する施設を除く。)とする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設
- 三 前二号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(追加〔平成一〇年規則一五号〕、一部改正〔平成一一年規則八号・一八年二三号・五九号・二四年一一号・二五年八号・五〇号・二八年四三号〕)

(受給資格の認定の申請)

第七条 条例第六条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、別記第一号

様式による認定申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第四条第一項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が中央区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- 二 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、別記第一号の二様式による調査書
- 三 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、別記第一号の三様式による調査書及び当該支給要件児童（条例第四条第一項第一号に規定する支給要件児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- 四 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第四条第一項第一号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
- 五 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該障害の状態が記載された医師の診断書
- 六 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第二条各号のいずれかに該当することによつて申請する場合には、それぞれ別記第一号の四様式による調査書及び別記第一号の五様式による調査書又は官公署等の証明書
- 七 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによつて申請する場合には、当該障害の状態が記載された医師の診断書
- 八 受給資格者が、その年（一月から五月までの月分の手当については、前年とする。）の一月一日において、区内に住所を有しなかつたときは、当該受給資格者の前年（一月から五月までの間の受給資格に係る手当については、前々年とする。）の所得並びに扶養親族等、所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族並びに同法に規定する特定扶養親族及び控除対象扶養親族の有無及び数についての当該区市町村長の証明書
- 九 受給資格者が、前年（一月から五月までの月分の手当については、前々年とする。）の十二月三十一日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、別記第一号の六様式による調査書

（一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・三三

号・四〇号・平成四年二〇号・六年三〇号・三六号・一〇年一五号・二五号・二五年五〇号・三〇年三八号・五一号・令和三年三七号] )

(認定及び却下の通知)

第八条 区長は、条例第六条の規定に基づき、受給資格及び手当額の認定をしたときは、別記第二号様式による認定通知書により、当該受給資格者に通知する。

2 区長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、別記第三号様式による認定申請却下通知書により、当該申請をした者に通知する。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号〕)

(支払期月の特例)

第九条 条例第七条第三項ただし書に規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 受給資格が消滅したとき。
- 二 支払期月が経過した後において支払うとき。
- 三 前二号に規定するもののほか、災害、疾病その他区長が特に必要と認める事由があるとき。

(一部改正〔昭和五三年規則三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号〕)

(手当額の改定)

第十条 条例第八条第一項に規定する手当額の改定の申請は、別記第四号様式による手当額改定申請書に新たな支給要件児童に係る次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- 一 新たな支給要件児童が区内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- 二 新たな支給要件児童が条例第四条第一項第一号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本
- 三 第七条第二号、第三号又は第七号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類
- 四 第七条第五号又は第六号に該当する場合であつて、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第二条第四号に該当する場合は、同じであるときを含む。)には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 区長は、手当額の改定の認定をしたときは、別記第五号様式による手当額改定通知書(第

十六条第二項において「手当額改定通知書」という。)により、当該申請をした者に通知する。

3 区長は、手当額の改定の申請があつた場合において、改定すべき事由がないと認めたときは、別記第六号様式による手当額改定申請却下通知書により、当該申請をした者に通知する。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成六年三〇号・一〇年一五号・二四年四三号・二五年五〇号〕)

(支給の停止)

第十一條 区長は、手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が第十三条、第十四条又は第十五条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(一部改正〔昭和五三年規則三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号〕)

(手当の返還請求)

第十二条 区長は、条例第十一条の規定による手当の返還又は第十六条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、別記第七号様式による返還請求書により行うものとする。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号〕)

(現況の届出)

第十三条 受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、別記第一号様式による現況届に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- 一 受給者の扶養する支給要件児童が区内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- 二 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、別記第一号の二様式による調査書
- 三 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、別記第一号の三様式による調査書
- 四 受給者が第二条第一号、第三号及び第五号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ別記第一号の四様式による調査書及び別記第一号の五様式による調査書

又は官公署等の証明書

五 第七条第八号又は第九号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(追加〔平成一〇年規則一五号〕、一部改正〔平成一〇年規則二五号・一一年八号・二四年四三号・三〇年三八号・令和三年三七号〕)

(受給事由消滅等の届出)

第十四条 受給者は、区内に住所を有しなくなつたときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに別記第八号様式による受給事由消滅届を区長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに別記第九号様式による手当額改定届を区長に提出しなければならない。

(追加〔昭和五七年規則二七号〕、一部改正〔平成一〇年規則一五号〕)

(氏名変更等の届出)

第十五条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに別記第十号様式による氏名変更届に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、区長に提出しなければならない。

2 受給者は、区内において住所を変更したときは、速やかに別記第十一号様式による住所変更届（次項において「住所変更届」という。）を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第七条第二号に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに住所変更届を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第七条第二号に掲げる書類を、変更後の住所が区の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなつた世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号・二五年五〇号〕)

(受給資格消滅等の通知)

第十六条 区長は、受給者が条例第四条に規定する支給要件に該当しなくなつたときは、別記第十二号様式による受給資格消滅通知書により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

2 区長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、手当額改定通知書により、

当該受給者に通知する。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号〕)

(未支払の手当の請求)

第十七条 条例第九条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、別記第十三号様式による未支払児童育成手当請求書を区長に提出しなければならない。

(追加〔昭和五七年規則二七号〕、一部改正〔平成一〇年規則一五号〕)

(添付書類の省略)

第十八条 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他関係事項を明らかにすることができます書類（以下この項において「書類」という。）を添えて提出しなければならない場合において、一通又は二通以上の書類を添えることにより当該関係事項の全てを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもつて足りるものとする。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号・二四年四三号〕)

(台帳)

第十九条 区長は、別記第十四号様式による受給者台帳を備え、第八条第一項の規定により認定通知書を送付した者をこれに登載する。

(一部改正〔昭和四九年規則二五号・五三年三五号・四七号・五七年二七号・平成一〇年一五号〕)

## 付 則

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、条例付則第四項の規定に基づいてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

### 付 則（昭和四九年九月三〇日規則第二五号）

- 1 この規則は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都中央区児童手当条例施行規則の規定に基づく様式で現に存するものについては、当分の間、これに必要な修正をして使用することができる。

附 則（昭和五三年七月一日規則第三五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十三年六月以後の月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五三年一〇月二日規則第四七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第四条の規定は、昭和五十三年十月分の手当から適用する。

附 則（昭和五四年五月三一日規則第三〇号）

- 1 この規則は、昭和五十四年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十四年六月以後の月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五五年五月三一日規則第二〇号）

- 1 この規則は、昭和五十五年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十五年六月以後の月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五六六年六月四日規則第二四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五六六年六月以後の月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五七年四月一日規則第二七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区児童育成手当条例施行規則の規定に基づく様式で現に存するものについては、当分の間、これに必要な修正をして使用することができる。

附 則（昭和五七年六月一五日規則第三三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則の規定は、昭和五十七年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五七年一〇月一日規則第四〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第六条の規定による改正前の東京都中央区児童育成手当条例施行規則の規定に基づく様式で現に存するものについては、当分の間、これに必要な修正をして使用することができる。

附 則（昭和五八年六月二〇日規則第二〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十八年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和五九年六月二一日規則第一八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十九年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六〇年六月二八日規則第二九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条並びに第五条第二項第二号及び第三号の規定は、昭和六十年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六一年七月一〇日規則第三五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和六十一年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六二年七月七日規則第三五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和

六十二年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六三年八月一日規則第四五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、昭和六十三年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年四月一日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日規則第三〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条及び第五条の規定は、平成元年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成二年七月一二日規則第二九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条及び第五条の規定は、平成二年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成三年六月三〇日規則第四四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成三年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成四年四月一日規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年六月二九日規則第二八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成四年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成五年三月三一日規則第四号）

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区長が管理する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する規則、東京都中央区公文書の公開に関する条例施行規則、東京都中央区住居表示に関する条例施行規則、東京都中央区立中央会館条例施行規則、東京都中央区立公会堂条例施行規則、東京都中央区立保養所条例施行規則、東京都中央区立産業会館条例施行規則、東京都中央区生業資金貸付条例施行規則、東京都中央区応急小口資金貸付条例施行規則、東京都中央区付添看護料資金貸付条例施行規則、東京都中央区立浜町会館条例施行規則、東京都中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、東京都中央区立敬老館条例施行規則、東京都中央区立児童館条例施行規則、東京都中央区児童育成手当条例施行規則、東京都中央区児童福祉法施行条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、精神薄弱者福祉法施行細則、東京都中央区高齢者福祉手当条例施行規則、東京都中央区敬老金支給に関する条例施行規則、東京都中央区国民健康保険条例施行規則、東京都中央区高額療養資金貸付条例施行規則、建築基準法施行細則、東京都中央区立住宅条例施行規則、東京都中央区営住宅条例施行規則及び東京都中央区立まちづくり支援用施設条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成五年六月三〇日規則第三六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成五年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成六年六月三〇日規則第三〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定は、平成六年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。
- 3 平成六年五月以前の月分の手当について改正後の規則第五条第一項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定し

た地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額)」とする。

附 則（平成六年八月三一日規則第三六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成六年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区児童育成手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができます。

附 則（平成七年六月三〇日規則第三一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成七年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成八年五月三一日規則第三三号）

- 1 この規則は、平成八年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成八年六月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成九年六月二六日規則第三〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成九年六月以後の月分の児童育成手当について適用する。

附 則（平成一〇年三月三一日規則第一五号）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区児童育成手当条例施行規則第二条第一号及び第三号、第三条、第四条、第五条第一項、第六条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十六条第一項、第十七条、第十八条第二項及び第十九条の規定並びに様式は、平成十年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区児童育成手当条例施行規則

の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一〇年六月一日規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月二三日規則第八号）抄

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年五月三一日規則第二三号）

- 1 この規則は、平成十一年六月一日から施行する。
- 2 平成十一年五月以前の月分の児童育成手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区児童育成手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一二年五月三一日規則第四二号）

- 1 この規則は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 平成十二年五月以前の月分の児童育成手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成一三年五月三一日規則第二八号）

- 1 この規則は、平成十三年六月一日から施行する。
- 2 平成十三年五月以前の月分の児童育成手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成一四年五月三一日規則第二四号）

- 1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
- 2 平成十四年五月以前の月分の児童育成手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成一五年五月三〇日規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日規則第一二号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区印鑑条例施行規則等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一八年三月三一日規則第二三号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一八年九月二九日規則第五九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則第五条の規定は、平成十八年六月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成二四年三月三一日規則第一一号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項、第一号様式（表）、第二号様式（裏）、第三号様式、第四号様式（表）、第六号様式、第八号様式から第十一号様式まで及び第十三号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二四年五月三一日規則第三二号）

- 1 この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、平成二十四年六月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成二四年七月三一日規則第四三号）

この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第十八条第二項及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日規則第八号）抄

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条中中央区立知的障害者生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則附則第二項の改正規定（「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める部分に限る。）、第四条中中央区児童育成手当条例施行規則第六条第二号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分

に限る。) 及び第五条中中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の四第一号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年一二月二七日規則第五〇号)

- 1 この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則及び中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則(平成二七年一二月二八日規則第六六号)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則(平成二八年三月三一日規則第七号)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区情報公開条例施行規則、中央区個人情報の保護に関する条例施行規則、中央区職員の期末手当に関する規則、中央区職員の退職手当に関する条例施行規則、中央区分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則、中央区認可地縁団体印鑑規則、中央区立中央会館条例施行規則、中央区立日本橋公会堂条例施行規則、中央区立区民館条例施行規則、中央区立浜町集会施設の管理運営に関する条例施行規則、中央区立セレモニーホール条例施行規則、中央区立保養所条例施行規則、中央区立区民健康村条例施行規則、中央区立温浴プラザ条例施行規則、中央区立女性センター条例施行規則、中央区立産業会館条例施行規則、中央区立ハイテクセンター条例施行規則、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則、生活保護法施行細則、支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、中央区立福祉センター条例施行規則、中央区立子ども家庭支援センター条例施行規則、中央区立児童館条例施行規則、中央区立シニアセンター条例施行規則、中央区立敬老館条例施行規則、中央区立特別養護老人ホーム条例施行規則、中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例施行規則、中央区児童育成手当条例施行規則、中央区子どもの医療費の助成に関する条例施

行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、中央区心身障害者福祉手当条例施行規則、中央区難病患者福祉手当条例施行規則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、中央区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、中央区おとしより介護応援手当条例施行規則、中央区後期高齢者医療に関する条例施行規則、中央区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、中央区結核・精神医療給付金の支給に関する規則、中央区プールに関する条例施行規則、中央区興行場法施行条例施行規則、中央区旅館業法施行条例施行規則、中央区公衆浴場法施行条例施行規則、中央区化製場等に関する法律施行条例施行規則、温泉法施行細則、水道法施行細則、中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、食品衛生法施行細則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、母子保健法施行細則、中央区立環境情報センター条例施行規則、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則、中央区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則、中央区公共溝渠管理条例施行細則、中央区営駐車場条例施行規則、中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則、都市計画法に基づく開発行為等の規制事務施行細則、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例施行規則、中央区立運動場等の管理運営に関する条例施行規則及び中央区立月島スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

#### 附 則（平成二八年一二月二〇日規則第四三号）

- 1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第六条第一号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則第五条第一項の規定は、平成三十年六月以後の月分の児童育成手当について適用し、同月前の月分の児童育成手当については、なお、従前の例による。

#### 附 則（平成三〇年八月一〇日規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成三十年六月以後の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出については、なお、従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた平成三十年六月以後の月分の児童育成手当に係る申請その他の行為は、新規則の規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、旧規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成三〇年一二月七日規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第一条の規定による改正前の中央区児童手当等の認定及び支給に関する規則、第二条の規定による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則及び第四条の規定による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和三年六月一日規則第三七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則の規定は、令和三年六月以後の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出（以下「支給等」という。）について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給等については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日規則第一六号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区児童育成手当条例施行規則別表の規定は、令和四年五月以後の月分の児童育成手当の支給及び受給資格の認定の申請について適用し、同年四月以前の月分の児童育成手当の支給及び受給資格の認定の申請については、なお、従前の例による。

附 則（令和五年三月三一日規則第二三号）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別表（第一条・第七条関係）

（一部改正〔昭和五三年規則三五号・五七年二七号・平成二年二九号・二四年四三号・二五年五〇号・令和四年一六号〕）

一 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつ I／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

三 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの

四 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

五 両上肢の全ての指を欠くもの

六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

七 両下肢を足関節以上で欠くもの

八 体幹の機能に、座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、区長が定めるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

## 別記第1号様式(第7条・第13条関係)

(表)

⑤前住地(都内の他区市町村)でこの手当と同じ手当を受給していた方は申し出てください。		※第 号				
児童育成手当認定申請書(現況届)						
申請 (届出) 者	(ふりがな)	生年月日 年 月 日				
	氏名	配偶者の有無 有・無				
	個人番号					
	住所	方 電話 ( )				
	勤務先又は職業	電話 ( )				
支 給 要 件  児 童	氏名 (生年月日)	統 横 同居・別居の別	受給 事由	父母の氏名 (生年月日)	障害の有無 (手帳の有無)	※手当 区分
	( · · )	同居・別居		(父) (母)	有・無 (有・無) 「手帳級」	育成 ・ 障害
	( · · )	同居・別居		(父) (母)	有・無 (有・無) 「手帳級」	育成 ・ 障害
	( · · )	同居・別居		(父) (母)	有・無 (有・無) 「手帳級」	育成 ・ 障害
	( · · )	同居・別居		(父) (母)	有・無 (有・無) 「手帳級」	育成 ・ 障害
児童育成手当の受給資格の認定(現況)を申請(届出)します。						
年 月 日						
氏名 _____						
(宛先)中央区長						
※ 所 得 額 の 計 算 等	年分		①同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	②①以外で前年の12月31日において生計を維持していた児童の数	人
	扶養人数合計 ①+②	人	①のうち 70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の数	人	①のうち 特定扶養親族及び控除対象扶養親族の合計数	人
控 除 額 の 計 算 等	所 得 の 合 計 額		円	認 定 ・ 却 下		
	雑 損 控 除	円	認定・却下年 月 日		年 月 日	
	医 療 費 控 除	円	支 給 対 象		育成手当 人	
	小規模企業共済等掛金控除	円	児 童 数		障害手当 人	
	配偶者特別控除	円	支給開始年月		年 月	
	障・特障・寡・ひとり親・勤	円	備考			
	規則第5条第1項による控除	円				
控除後の所得額		円				
(注1)※の欄は記入する必要はありません。						
(注2)必要な添付資料については、裏面に記載してあります。						

## (裏)

## 〔添付書類について〕

## 1 新規認定の場合

新規認定	死亡	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本)
	離婚 (事実婚)	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 事実上の婚姻関係を解消したことの調査書 支給要件に関する調書
	父母障害	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 診断書(様式なし)
	生死不明	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 警察等の発行する証明書
	遺棄	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 父又は母が1年以上遺棄していることの調査書 父又は母の遺棄に関する調書
	保護命令	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 保護命令決定書の写し
	拘禁	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 刑務所長等の発行する証明書
	未婚	児童及び申請者の戸籍謄本(抄本) 支給要件に関する調書
	別居監護	児童の住民票(他地区居住の場合) 監護・生計維持の調査書
	養育者	児童の父母の戸籍謄本(抄本)(障害手当を除く。) 養育事実の調査書
障害手当	診断書(様式なし)	
	所得関係	所得に関する区市町村長の証明書(他地区で課税されているとき) 児童の生計を維持していたことの調査書(所得判定上必要があるとき)

## 2 現況届の場合

現況届	生死不明	警察等の発行する証明書
	遺棄	父又は母が1年以上遺棄していることの調査書(現況届用)
	拘禁	刑務所長等の発行する証明書
	別居監護	児童の住民票(他地区居住の場合) 監護・生計維持の調査書
	養育者	養育事実の調査書
	所得関係	所得に関する区市町村長の証明書(他地区で課税されているとき) 児童の生計を維持していたことの調査書(所得判定上必要があるとき)

◎ その他、個別に必要な書類をご用意していただく場合がありますのでご了承ください。

## ※添付書類の省略

- 1 1通又は2通以上の書類で他の関係事項全てを明らかにできる場合は、その書類のみの添付で、他の書類は省略することができます。
- 2 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1~2級を所持しているとき等の場合は、手帳等の提示により省略できる場合があります。
- 3 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1~2級若しくは愛の手帳1~3度を所持している場合又は「脳性マヒ」「進行性筋萎縮症」である場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略できる場合があります。
- 4 児童扶養手当等と同時に申請(届出)する場合には、重複する書類については省略することができる場合があります。
- 5 中央区の現有する公簿等で確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略できる場合があります。

## 第1号の2様式(第7条・第13条・第15条関係)

監護・生計維持の調査書				
年 月 日				
民生委員・児童委員 様				
<u>住所</u> 申立人 _____ <u>氏名</u>				
児童育成手当の認定申請を行うために必要なので、私が下記の児童を監護し、かつ、その生計を維持していることについて、調査・同意願います。				
記				
児童の氏名	生年月日	統柄	児童の住所	別居している理由
児童を介護している 人の氏名等	氏名		年齢	
年 月 日				
上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると思われます(同意します。)。 申立人 _____ 様				
民生委員・児童委員 <u>住所</u> <u>氏名</u>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上記氏名欄は、本人が 自署してください。</div>				

## 第1号の3様式(第7条・第13条関係)

養育事実の調査書					
年　月　日					
<p>民生委員・児童委員 _____様</p> <p>住所 _____ 申立人 _____ 氏名 _____</p>					
<p>児童育成手当の認定申請を行うために必要なので、私が下記の児童を監護し、かつ、その生計を維持していることについて、調査願います。</p> <p>記</p>					
児童の氏名	生年月日	続柄	児童の氏名	生年月日	続柄
養育している期間		年　月　日から現在まで			
母の状況					
父の状況					
年　月　日					
<p>上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると思われます。</p> <p>申立人 _____ 様</p> <p>民生委員・児童委員 住所 _____ 氏名 _____</p> <p>〔上記氏名欄は、本人が 自署してください。〕</p>					

## 第1号の4様式甲(第7条・第13条関係)

## 事実上の婚姻関係を解消したことの調査書

年 月 日

民生委員・児童委員  
\_\_\_\_\_  
様住所

申立人 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

児童育成手当の認定申請を行うために必要なので、下記の事実について調査願います。  
記

現在の世帯員	続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢

事実上の婚姻関係を解消した日	年 月 日
事実上の夫(妻)の氏名及び生年月日	年 月 日
事実上の婚姻関係にあつた時の住所	
事実上の婚姻関係を解消した理由	年 月 日

上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると思われます。

申立人 \_\_\_\_\_ 様

民生委員・児童委員

住所

氏名 \_\_\_\_\_

[上記氏名欄は、本人が  
自署してください。]

第1号の4様式乙(第7条・第13条関係)

父又は母が一年以上児童を遺棄していることの調査書	
年　月　日	
民生委員・児童委員 様	
住所	
申立人	
氏名	
児童育成手当の認定申請を行うために必要なので、下記の事実について調査願います。 記	
父（母）の氏名及び生年月日	年　月　日
遺棄されている期間	年　月　日から引き続き現在まで
遺棄された当時の住所	
遺棄された当時の状況	
その後の経過	
その他の参考事項	年　月　日
上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると思われます。 申立人　　様	
民生委員・児童委員	
住所	
氏名	
〔上記氏名欄は、本人が 自署してください。〕	

## 第1号の4様式丙(第7条・第13条関係)

父又は母が一年以上児童を遺棄していることの調査書 (現況届用)	
年　月　日	
民生委員・児童委員 様	
<u>住所</u> 申立人 _____ <u>氏名</u>	
児童育成手当の現況届を行うために必要なので、下記の事実について、調査願います。 記	
父（母）の氏名及び生年月日	年　月　日
遺棄されている期間	年　月　日から引き続き現在まで
子の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 有り（年　月　日まで有り） 2 無し
仕送り	1 有り（年　月　日まで有り） 2 無し
その他の参考事項	年　月　日
上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると思われます。 申立人 _____ 様	
民生委員・児童委員 <u>住所</u> <u>氏名</u> 〔上記氏名欄は、本人が 自署してください。〕	

第1号の5様式甲(第7条・第13条関係)

事実婚状態に関する調書	
※ 児童育成手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。以下の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。	
項目	内容
児童の父の状況 ※あなたが児童の父である場合は記入する必要はありません。	・氏名 ・住所
児童の母の状況 ※あなたが児童の母である場合は記入する必要はありません。	・氏名 ・住所
あなたと児童の父又は母との定期的な生計費の授受	1 ある 2 なし (月 万円程度)
あなたと児童の父又は母との個人的な交流の状況	1 定期的な訪問がある 2 なし (月 回程度)
その他参考事項	
事実婚の解消を支給事由として申請される方は、以下の欄も記入をお願いします。	
同居の期間	年 月 日から 年 月 日まで
同居時の住所	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日	
氏名 _____	

## 第1号の5様式乙（第7条・第13条関係）

## 父又は母の遺棄に関する調書

項目	内容		
父親又は母親と対象児童との関係 区分	1 実父・実母	2 養父・養母	3 認知した父
別居の時期	年 月 日から		
父親又は母親の住民登録	1 有り	抹消予定（ 年 月 日）	
	2 無し		
仕送り	1 有り	（ 年 月頃まで） 2 無し	
子どもの安否を気遣う 電話、手紙等の連絡	1 有り	（ 年 月頃まで） 2 無し	
警察、親類等への捜索依頼	1 有り	（ 年 月頃まで） 2 無し	
父親又は母親の行方の状況	1 不明 2 判明	（住所	電話）
父親又は母親がアルコール依存	1 である	2 でない	
父親又は母親がギャンブル依存	1 である	2 でない	
父親又は母親が薬物依存	1 である	2 でない	
父親又は母親がその他の依存症	1 である	2 でない	
父親又は母親の暴力行為	1 有り	2 無し	
父親又は母親に不貞行為	1 有り	2 無し	
父親又は母親に犯罪行為	1 有り	2 無し	
父親又は母親に多重債務	1 有り	2 無し	
その他父親又は母親が子どもを監護しない背景として特筆すべき事項			
請求者の離婚の意思	1 有り 3 現在はないが将来は考えたい	2 無し	
離婚後の子どもの監護	1 母親	2 父親	
離婚調停や審判の係争中の有無	1 有り	2 無し	
生活保護	1 受給中	2 申請中	3 受給していない
上記のとおり相違ありません。 年 月 日			
氏名 _____			
受付年月日	年 月 日	担当者氏名	

第1号の6様式(第7条・第13条関係)

児童の生計を維持していたことの調査書						
年　月　日						
民生委員・児童委員 _____様						
住所_____						
申立人_____						
氏名_____						
児童育成手当の認定申請を行うために必要なので、私が下記の児童の生計を維持していましたことについて、調査願います。						
記						
児童の氏名	生年月日	続柄	児童の住所	同・別	時	期
				同・別	年12月31日	
				同・別	年12月31日	
				同・別	年12月31日	
				同・別	年12月31日	
年　月　日						
上記事項につき調査の結果、申立てのとおりであると思われます。						
申立人_____様						
民生委員・児童委員						
住所_____						
氏名_____						
上記氏名欄は、本人が 自署してください。」						

## 第2号様式(第8条関係)

(表)

				第 年 月 日
様				印
児童育成手当認定通知書				
年　　月　　日付けで申請のありました児童育成手当につきまして は、下記のとおり認定しましたので、通知します。				
記				
受給者氏名		認定番号	第	号
受給者住所				
支給月額	円	支給開始年月	年	月
内 訳	支給対象児童氏名	手当種別	支給月額	
				円
				円
				円
				円
				円
備考				

(注)裏面のような場合には、届出が必要となります。

## (審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

[届出について]

次のような場合には届け出てください。

1 あなたについて

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 婚姻(事実上の婚姻を含む。)したとき。※育成手当を受給する場合のみ
- (4) その他、児童を扶養しなくなつたとき等、手当を受給できない事情等が生じたとき。

2 児童について

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年齢制限を超えたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 児童福祉施設等に入所したとき。
- (5) その他支給要件に該当しなくなつたとき等、手当を受給できない事情等が生じたとき。

3 すべての方について、毎年6月1日から同月30日までの間に、受給資格確認のための「現況届」の提出が必要となります。

第3号様式(第8条関係)

第 年	月	号 日
様		
中央区長		印
児童育成手当認定申請却下通知書		
年　　月　　日付けで児童育成手当の認定申請がありました、下記のとおり却下いたしましたので、通知します。		
氏　　名		
住　　所		
認定番号	第	号
認定請求却下	理　　由	
(審査請求及び取消訴訟) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。		

## 第4号様式(第10条関係)

(表)

児童育成手当額改定申請書						
受給者	氏名		認定番号	第	号	
受給者	住所	電話 ( )				
増額事由		ア 新たに児童を扶養することになった。 イ 他の種類の手当に該当するようになった。 ウ その他( )				
事由発生年月日		年 月 日				
新たに対象となる児童	氏名 (生年月日)	続柄 同居の別 別居	受給事由	父母の氏名 (生年月日)	障害の有無 (手帳の有無)	* 支給区分
	( · · )	同・別		父 ----- 母	有・無 (有・無) 「手帳級」	育・障
	( · · )	同・別		父 ----- 母	有・無 (有・無) 「手帳級」	育・障
( · · )	同・別		父 ----- 母	有・無 (有・無) 「手帳級」	育・障	
上記のとおり、児童育成手当の額の改定について申請します。 年 月 日						
氏名 _____ (宛先)中央区長						

(注1)※の欄は記入する必要はありません。  
(注2)必要な添付書類については、裏面に記載しております。

(裏)

[添付書類について]

1 育成手当・障害手当に共通して必要な書類

- (1) 対象児童の属する世帯の全員の住民票の写し(他の区市町村に住所を有する場合に限る。)
- (2) 受給者が、対象児童を別居して扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が、父母に扶養されない対象児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類

2 育成手当に必要な書類

- (1) 対象児童の戸籍の抄本
- (2) 受給者が、父母に扶養されない対象児童を扶養している場合は、当該児童の父母の戸籍(又は除かれた戸籍)の謄本(又は抄本)
- (3) 父又は母が障害の状態にあること、父母が事実上の婚姻関係を解消したこと、父又は母の生死が明らかでないこと、父又は母が1年以上遺棄していること、父又は母が保護命令を受けていること、父又は母が1年以上拘禁されていること、母が婚姻によらないで懐胎したことにより申請する場合で、対象児童の父又は母がその他の支給要件児童の父又は母と異なる場合(母が婚姻によらないで懐胎した児童については同じである場合を含む。)は、それぞれその事実を明らかにすることができる書類

3 障害手当に必要な書類

支給要件児童の障害の状態に関する医師の診断書

※ 添付書類が省略できる場合

- 1通又は2通以上の書類により、関係事項のすべてを明らかにできる場合は、その書類のみの添付で、他の書類を省略することができます。
- 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1~2級を所持している等の場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができる場合があります。
- 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1~2級又は愛の手帳1~3度を所持している場合若しくは「脳性マヒ」「進行性筋萎縮症」である場合には、これらを証明できる手帳等の提示により省略することができる場合があります。
- 児童扶養手当等と同時に申請する場合には、重複する書類については省略することができる場合があります。
- その他、中央区の現有公簿等により確認できる事項については、当該事項に関する書類を省略できる場合があります。

第5号様式(第10条・第16条関係)

様	第 年 月 日		
中央区長 印			
児童育成手当額改定通知書			
下記のとおり、児童育成手当の額を改定しましたので通知します。			
記			
受給者氏名		認定番号	第 号
受給者住所			
支給月額		改定年月	年 月
内 訳	支給対象児童名	手当種別	支給月額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
備 考			

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式(第10条関係)

第 年 月 日  
号

様

中央区長



児童育成手当額改定申請却下通知書

年 月 日付けで児童育成手当の額改定申請がありました。下記の理由により却下しましたので通知します。

氏 名	
住 所	
認 定 番 号	第 号
額 改 定 却 下 理 由	

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 第7号様式(第12条関係)

様	第 年      月      号		
中央区長 <span style="float: right;">印</span>			
児童育成手当返還請求書			
あなたに支給した児童育成手当について、過払金がありますので、下記により返還してください。			
記			
受給者氏名		認定番号	第 号
受給者住所			
請求(過払)金額	円	発生年月日	年      月      日
請求(過払)金の内訳			
過払いの理由			
返還方法			
その他			
(審査請求及び取消訴訟)			
1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。			
2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。			

第8号様式(第14条関係)

児童育成手当受給事由消滅届				
受 給 者	氏 名		認定番号	第 号
受 給 者 住 所		(旧住所	電話( )	)
受 給 資 格 が な く な つ た 事 由	ア 児童を扶養しなくなつた。 イ 他の区市町村へ転出した。 ウ 児童が年齢制限を越えた。 エ 児童が死亡した。 オ 児童が父母と生計を同じくするようになつた。 カ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになつた。 キ 児童が施設に入所した。 ク その他( )			
事由発生年月日	年 月 日			
上記のとおり、児童育成手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。  年 月 日  <u>氏名</u> (宛先)中央区長				
※備 考				

(注)※の欄は記入する必要はありません。

第9号様式(第14条関係)

児童育成手当額改定届				
受 給 者	氏 名		認定番号	第 号
住 所	電話( )			
対象児童でなくなった児童の氏名、生年月日	対象児童でなくなった事由		事由の発生した年 月 日	
( · · )	ア イ ウ エ オ カ キ( )		·	·
( · · )	ア イ ウ エ オ カ キ( )		·	·
( · · )	ア イ ウ エ オ カ キ( )		·	·
〔事由欄の記号について〕				
ア 児童を扶養しなくなった。	イ 児童が年齢制限を越えた。			
ウ 児童が死亡した。	エ 児童が父母と生計を同じくするようになつた。			
オ 児童が父又は母の配偶者と生計を同じくするようになつた。	カ 児童が施設に入所した。	キ その他( )		
上記のとおり、児童育成手当の額の改定について届け出ます。				
年 月 日				
氏名 _____				
(宛先)中央区長				
※備 考				
(注)※の欄は記入する必要はありません。				

第10号様式(第15条関係)

児童育成手当受給者等氏名変更届				
受 給 者	氏 名		認定番号	第 号
	住 所	電話( )		
旧 氏 名	新 氏 名	変 更 年 月 日		
	ふりがな -----	年 月 日		
上記のとおり届けます。				
年 月 日				
氏名 _____				
(宛先)中央区長				

第11号様式(第15条関係)

児童育成手当受給者等住所変更届				
受給者氏名			認定番号	第号
新住所		電話( )		
旧住所		電話( )		
変更年月日		年月日		
支 給 要 件 児 童	氏名	旧住所 新住所	同居・ 別居の 別	変更年月日
			同・別	・・
上記のとおり届け出ます。				
年月日				
氏名 _____				
(宛先)中央区長				

(注)児童と別居することになる場合は、児童の住民票の写し(他の区市町村に居住する場合のみ。)と事実を明らかにできる書類を添えてください。

第12号様式(第16条関係)

第 年	月	号 日														
様																
		中央区長														
<b>印</b>																
児童育成手当受給資格消滅通知書																
あなたの児童育成手当の受給資格が、下記のとおり消滅しましたので通知します。																
<table border="1"><tr><td colspan="2">氏 名</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">住 所</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">認 定 番 号</td><td>第 号</td></tr><tr><td rowspan="2">支 給 事 由  消 滅</td><td colspan="2">消 滅 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">理 由</td></tr></table>			氏 名			住 所			認 定 番 号		第 号	支 給 事 由  消 滅	消 滅 年 月 日		理 由	
氏 名																
住 所																
認 定 番 号		第 号														
支 給 事 由  消 滅	消 滅 年 月 日															
	理 由															
(審査請求及び取消訴訟) 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないります。)。 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として(訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。																

## 第13号様式(第17条関係)

未支払児童育成手当請求書					
死 亡 者	氏 名			認定番号	第 号
	住 所			死亡した日	・・
請求者 である 児童	氏 名				
	住 所	電話 ( )			
請求の 内 容	支 給 期 間	年 月分から 年 月分まで		請 求 金 額	円
払渡希望金融機関		名称		口座番号	
備 考					

児童育成手当未支払額を、上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者氏名 \_\_\_\_\_

(宛先)中央区長

## 第14号様式(第19条関係)

(表)

申請		年月日		児童育成手当受給者台帳					認定番号	第号	
認定		年月日							支給開始年月	年月	
氏名	男・女	住所	電話( )					金融機関	(変更・・・)		
生年月日	年月日								(変更・・・)		
配偶者の有無		支給要件児童	氏名 (生年月日)		統 居・別居の別	手当区分	該当事由	該当年月	非該当事由	非該当年月	備考 (父母・児童の障害状態等)
(・・・)			同居・別居		育成手当	・		・			
(・・・)			同居・別居		障害手当	・		・			
(・・・)			同居・別居		育成手当	・		・			
(・・・)			同居・別居		障害手当	・		・			
(・・・)			同居・別居		育成手当	・		・			
(・・・)			同居・別居		障害手当	・		・			
備考							資格消滅事由	年月日	年月日		
受給者氏名		住所							認定番号	第号	

(裏)

氏名		住 所		10月期		2月期		6月期		認定番号	第 号
年 度	支給月額	変更支給月額		支 払 金 額	支 払 月 日	支 払 金 額	支 払 月 日	支 払 金 額	支 払 月 日	備 考	
年 月	年 月	6. 7. 8. 9			/	10. 11. 12. 1	/	2. 3. 4. 5	/		
円	円	円		円		円	/	円	/		
年 月	年 月	6. 7. 8. 9			/	10. 11. 12. 1	/	2. 3. 4. 5	/		
円	円	円		円		円	/	円	/		
年 月	年 月	6. 7. 8. 9			/	10. 11. 12. 1	/	2. 3. 4. 5	/		
円	円	円		円		円	/	円	/		
年 月	年 月	6. 7. 8. 9			/	10. 11. 12. 1	/	2. 3. 4. 5	/		
円	円	円		円		円	/	円	/		
年 月	年 月	6. 7. 8. 9			/	10. 11. 12. 1	/	2. 3. 4. 5	/		
円	円	円		円		円	/	円	/		
年 月	年 月	6. 7. 8. 9			/	10. 11. 12. 1	/	2. 3. 4. 5	/		
円	円	円		円		円	/	円	/		
同一生計配偶者 及び扶養親族の 数。( )は70歳 以上の同一生計 配偶者及び老人 扶養親族の再掲		所得金額		届出年月日		支給対象 児童数		同一生計配偶者 及び扶養親族の 数		変更年月日	
現 況 届	人 ( )	円	・・・		人 ( )	人 ( )		円	人 ( )	・・・	
	人 ( )	円	・・・		人 ( )	人 ( )		円	人 ( )	・・・	
	人 ( )	円	・・・		人 ( )	人 ( )		円	人 ( )	・・・	
	人 ( )	円	・・・		人 ( )	人 ( )		円	人 ( )	・・・	
	人 ( )	円	・・・		人 ( )	人 ( )		円	人 ( )	・・・	
	人 ( )	円	・・・		人 ( )	人 ( )		円	人 ( )	・・・	

別記第1号様式（第7条・第13条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号・32号・43号・25年50号・27年66号・30年38号・51号・令和3年37号〕）

第1号の2様式（第7条・第13条・第15条関係）

（一部改正〔平成25年規則50号・令和3年37号〕）

第1号の3様式（第7条・第13条関係）

（一部改正〔令和3年規則37号〕）

第1号の4様式甲（第7条・第13条関係）

（一部改正〔令和3年規則37号〕）

第1号の4様式乙（第7条・第13条関係）

（一部改正〔令和3年規則37号〕）

第1号の4様式丙（第7条・第13条関係）

（一部改正〔令和3年規則37号〕）

第1号の5様式甲（第7条・第13条関係）

（一部改正〔令和3年規則37号〕）

第1号の5様式乙（第7条・第13条関係）

（全部改正〔令和5年規則23号〕）

第1号の6様式（第7条・第13条関係）

（一部改正〔令和3年規則37号〕）

第2号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号・28年7号〕）

第3号様式（第8条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号・25年50号・28年7号〕）

第4号様式（第10条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号・43号〕）

第5号様式（第10条・第16条関係）

（一部改正〔平成28年規則7号〕）

第6号様式（第10条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号・25年50号・28年7号〕）

第7号様式（第12条関係）

（一部改正〔平成25年規則50号・28年7号〕）

第8号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号〕）

第9号様式（第14条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号〕）

第10号様式（第15条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号〕）

第11号様式（第15条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号〕）

第12号様式（第16条関係）

（一部改正〔平成25年規則50号・28年7号〕）

第13号様式（第17条関係）

（一部改正〔平成24年規則11号・令和3年37号〕）

第14号様式（第19条関係）

（一部改正〔平成25年規則50号・30年51号〕）